令和4年12月2日　埼玉新聞5面掲載

12月2日は、「社労士の日」

記念対談　「職場環境」の整備、業績を左右

社会保険労務士（社労士）とは

社会保険労務士法（1968年12月2日施行）に基づく国家資格者。労働社会保険関係（健康保険法、厚生年金保険法、労働基準法、労働者災害補償保険法、雇用保険法など）と労務管理（労働条件、人事関係など）のエキスパートとして、事業の健全な発達と労働者等の福祉向上を幅広くサポートしている。労働問題、年金問題にも精通しており、埼玉県社会保険労務士会では毎週水曜日「総合労働相談所・年金相談センター」（JR浦和駅西口徒歩3分）で無料相談を行っている。同会に登録している個人会員1,977人（うち開業者1,279人、法人の社員109人）。法人会員は78法人、男女比は、男性62%・女性38%（令和4年10月31日現在）

労務の重要性が増しています。「働き方改革」は法令への対応から「働きやすい環境づくり」にシフトし、ジェンダー平等や生産人口の減少を背景に女性やシニア世代の活躍の場づくりも求められています。人材の確保や事業発展に必要なことは何かー。「埼玉を盛り上げる」という共通の目標を持つ埼玉県社会保険労務士会の澤田裕二会長と落語家で埼玉応援団のメンバーである三遊亭楽生さんが対談しました。（場所：ロイヤルパインズホテル浦和・レストランRPR）

働きやすい職場づくりを支援

埼玉県社会保険労務士会　会長
澤田　裕二氏

さわだ　ゆうじ　1958（昭和33）年、越谷市出身、64歳。29歳で社会保険労務士登録。越谷支部長（5期）、埼玉県社会保険労務士会副会長（6期）などを歴任し、令和3年6月より現職。令和2年に厚生労働大臣表彰受賞。趣味はゴルフ、スポーツ観戦など。

的確な助言　問題を未然防止

落語家／埼玉応援団メンバー
三遊亭 楽生氏

さんゆうてい らくしょう　1977（昭和52）年、さいたま市岩槻区出身、45歳。1997年に故6代目・三遊亭円楽に入門し、2008年に真打昇進。本格的な古典落語を演じ、声量の豊かさとメリハリの利いた高座が特徴。埼玉応援団メンバー（埼玉県観光大使）、さいたま観光大使、上智大学非常勤講師。

三遊亭楽生　1968（昭和43）年12月2日に社会保険労務士（社労士）法が施行されたことから、12月2日は《社労士の日》とお聞きしています。

社労士というと「年金の専門家」「働き方改革のエキスパート」というイメージがありますが、《社労士の日》にあたり埼玉県社会保険労務士会の澤田裕二会長から、社労士の役割や魅力を詳しく教えていただければと思っています。

煩雑な手続きを代行

澤田裕二　社労士は制度創設から来年で55周年を迎えます。知名度は以前に比べアップしたと思いますが、「何をする国家資格者なのか」という業務に対する認知度は、まだまだのように感じています。

高度経済成長の中、労務管理や労働・社会保険に関する事務処理が多様化し、中小企業での対応が難しくなったことから、これらを専門的に扱う職業が生まれました。その後、重要度が増し、社労士法が制定・施行され、国家資格者としての社労士が誕生しました。

その流れから、中心となる業務は、企業の社員を採用した時から退職するまでの厚生年金保険・健康保険や雇用保険の資格取得・喪失の手続きをはじめ、労働・社会保険諸法令に関する手続きを行うことのようですが、社労士と顧問契約することで、特に中小企業にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

楽生　中心となる業務は、労働・社会保険諸法令の専門家として、企業に代わり手続きを行うことのようですが、社労士と顧問契約することで、特に中小企業にとってどのようなメリットがあるのでしょうか。

澤田　労働・社会保険の各種の手続きはとても複雑なものもあり、法改正によって変わることも多い。その上、人に関わることですから、専門的な知識が必要です。中小企業では専任の労務担当者を配置するのが経営的にも、人材育成的にも難しいことが多いです。顧問社労士の存在は、企業にとって安心であり、かつ効率的ということです。

パワハラ防止策を提案

楽生　煩雑な手続きを代行してもらい、法律の改正を踏まえた労務管理のアドバイスももらえる、そして企業は本業に集中できる…社労士は「いつもそばにいて頼りになる存在」ですね。

労務管理といえば、最近、パワハラやセクハラなどのハラスメントが問題になっていますが、これも社労士に相談できるのでしょうか。

澤田　ハラスメントも社労士の専門分野です。「パワハラを受けたと社員から申し出があった」といった相談が増えていますが、企業によってはまだ「何がパワハラに当たるのか」という問題意識さえ共有されていないこともあります。

社員の申し出に対する企業の適切な対応についてアドバイスするだけでなく、ハラスメントを防止するための研修を実施するなど、未然防止を重視した提案などを行い、働きやすい職場環境づくりに社労士もかかわっています。

楽生　雇用にかかわる手続きから働きやすい職場環境づくりまで、社労士の活動範囲はとても幅広いですね。

澤田　いわゆる「働き方改革関連法」の施行、「育児・介護休業法」などの法改正や、コロナ禍による社会情勢の変化により、企業に長時間労働の削減、同一労働同一賃金、テレワーク、女性やシニア世代の活躍の場づくりなど様々な対応が求められる中で、社労士の必要性は高まっています。その中で私たちが心がけているのは、「法律に沿って企業をまっすぐ走らせる」ということです。

また、今後は、従業員が健康でなければ企業も発展しないという「健康経営」の重要性がさらに増します。メンタルヘルスへの対応を含め、従業員一人ひとりへの目配り、心配りをきちんとすることが経営者には求められています。

健康経営の目的は、女性やシニア層を含めた従業員にとっての「安心して働ける職場づくり」「働きがいのある職場づくり」です。そうした労働環境をつくれるか否かが、企業の発展を左右する課題だと思っています。

企業の健全発展と福祉向上へ
社労士は〝身近で頼りになる存在〟

社労士は、公正な立場で、従業員やその家族を守るために企業の存続を第一に考えている経営者と共に、企業を健全に発展させ、従業員などの福祉の向上に資するのが、重要な使命だと思っています。

SDGsと重なる業域

楽生　現在、世界的にSDGsへの取組みが行われていますが、こうしてお話をしていると、社労士の仕事はSDGsと重なっている部分がとても多いように感じました。

澤田　17の目標のうち、特に3番「すべての人に健康と福祉を」、5番「ジェンダー平等を実現しよう」、8番「働きがいも経済成長も」、10番「人や国の不平等をなくそう」の4つは社労士の業域とぴったり重なります。

県内にはおよそ23万の事業所がありますが、そのすべてが企業姿勢を問われる時代が到来するのです。取引先から仕事が来なくなってからでは遅いのです。今から準備をしておかなければ間に合わなくなる。このことを一人でも多くの中小企業経営者にお伝えしたいと思っています。

楽生　お話をお聴きして、他の士業の先生は、何か問題が起きてから相談するケースが多いと思うのですが、社労士は身近な存在を目指しているように感じました。

澤田　問題が起きてから対処するのと、問題になる前に対処するのとでは、時間、労力、そして費用面で大きな差が出ます。事業発展のためには、そうした問題は起こらない方が良いのです。繰り返しになりますが、現代社会では「法律に沿ってまっすぐ走る」ことが事業発展の重要な要素になっているからです。

私たち社労士は、雇用に関する手続きや労務管理を切り口に顧問先企業の発展を願いながら、様々な提案を行っています。社労士は、「身近で頼りになる存在」です。企業に関することだけでなく、公的年金などの相談・手続きなど、お困りごとや相談ごとがありましたら、お気軽に社労士に声を掛けてください。

「人を大切にする企業」づくりを社労士が支援します

社会保険・労働保険の加入、手続き	就業規則・36協定の作成、見直し	給与計算の代行
労働トラブルの相談（賃金・解雇・ハラスメント等）	働き方改革への対応（同一労働同一賃金・残業削減等）	職場の安全衛生
女性活躍推進への対応	高齢者・外国人労働者の雇用への対応	雇用調整助成金等の助成金申請

埼玉県社会保険労務士会　埼玉県社労士会　検索
〒330-0063 さいたま市浦和区高砂1-1-1 朝日生命浦和ビル 7F TEL:048-826-4864
あなたにぴったりの社労士を探すなら
www.saitamakai.or.jp